

～能美市住宅の応急修理制度について～  
(令和4年8月4日の大雨による被災者の皆様へ)

令和4年8月4日の大雨による災害を受けた住宅のうち、「大規模半壊」、「中規模半壊」、「半壊」、「準半壊」した世帯に対し、災害救助法に基づき日常生活に必要な最低限度の部分を応急的に修理する応急修理制度について、申込を受け付けています。  
※損壊状況は、り災証明書（税務債権課より発行）にて確認します。

【申込の際の注意点】

- 修理前の被災箇所の写真が必要となります。被害状況のわかる写真を撮影しておいでください。（カメラが無い場合は、スマートフォンでも可）。
- この制度は申込後に市が修理業者に見積依頼を行い、修理後直接費用を支払う制度です。被災者から修理業者に費用を支払ってしまうと、利用できなくなりますのでご注意ください。

対象者

市が発行するり災証明書により「大規模半壊」、「中規模半壊」、「半壊」、「準半壊」と判断された方（世帯）  
※応急修理を行った後、住家に戻っていただくことが前提となります。

応急修理の範囲

床・壁等の基本部分、ドア等の開口部、上下水道等の配管・配線、トイレ等の衛生設備の日常生活に必要不可欠な最小限度の部分  
※畳や壁紙等のみの取り換え、家電製品は原則対象外となります。  
※駐車場、倉庫、別荘は対象外となります。

費用限度額（1世帯当たり）

- 半壊以上の世帯 655,000円似内
  - 準半壊の世帯 318,000円似内
- ※費用は能美市から修理業者に直接支払いとなります。  
※同一住居（1戸）に2世帯以上が住居する場合でも、1戸の住宅には上記の金額が限度額となります。

申込方法

以下の必要書類を能美市まち整備課（寺井分室2階）までご提出ください。

- ① 住宅の応急修理申込書（様式第1号）
- ② り災証明書 ※コピー可
- ③ 施工前の被害状況がわかる写真
- ④ 修理見積書（様式第3号） ※後日提出可だが工事決定に必要
- ⑤ 資力に関する申出書（様式第2号）
- ⑥ 住宅の被害状況に関する申出書

※能美市ホームページから様式をダウンロードできます。まち整備課窓口でも配布します。  
※申込手続きの流れについては裏面（図1）を参照ください。

完了期限

令和4年8月4日から3か月以内（状況に応じて延長の可能性）

相談・申請窓口

能美市役所（寺井分室）土木部まち整備課  
TEL：0761-58-2251 FAX：0761-58-2298

図1 住宅の応急修理の手続き及び流れ

